

健感発 0929 第 4 号
平成 26 年 9 月 29 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公 印 省 略）

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る
研修の実施について

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成 26 年 9 月 29 日健感発 0929 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により通知したところです。

協力医療機関の医師等に対する研修については、別紙 1 のとおりとしますので、都道府県においては、都道府県医師会、関係学会等と連携の上、研修の円滑な実施に御協力いただくようお願いします。

なお、本研修の企画及び運営については、別添（写）のとおり、都道府県医師会において実施いただくよう、公益社団法人日本医師会を通じて協力依頼しているところです。

都道府県におかれては、都道府県医師会と十分調整の上研修を実施し、研修実施後は、実施状況について、別紙 2 により 2 週間以内に御報告いただくよう併せてお願いします。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る研修について

1 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者(以下「患者」という。)に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するために、都道府県が選定する協力医療機関及び地域医療機関の医師等に対し、専門の医師等による研修を実施することにより、地域における患者の診療体制の強化を図ることを目的とすること。

2 実施主体等

厚生労働省、公益社団法人日本医師会及び都道府県医師会が主催すること。

なお、実際の企画及び運営については、都道府県医師会が、都道府県及び関係学会等と連携の上、実施すること。ただし、地域の実情に応じ柔軟に対応することとして差し支えないこと。

3 対象者

原則として、協力医療機関で診療に従事する医師等を対象とすること。窓口となる診療科の医師等のみではなく、連携する診療科の医師等が可能な限り受講できるよう配慮すること。

なお、各都道府県の実情に応じ、地域で接種及び診療を担当する医療機関の医師等にも幅広く参加を呼びかけ、地域における診療体制の整備に資するよう適宜調整すること。

4 内容

標準的な内容は次のとおりとすること。ただし、地域の実情に応じて適宜変更して差し支えないこと。

- (1) 予防接種の基本的知識について(各地域の小児科医等)
- (2) 子宮頸がん、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する基本的知識及び最新の知見について(各地域の産婦人科医等)
- (3) 慢性の痛み又は運動障害等に対する診療について(いたみ医学研究情報センター医師等)
- (4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る地域における診療体制の整備について(都道府県担当者等)

5 報告・問合せ先

本通知に関する報告・問合せ先は、厚生労働省健康局結核感染症課とすること。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る 研修実施状況報告書

都道府県名

担当部局名

担当者名

担当者電話番号

担当者メールアドレス

①	研修開催日時		
②	研修開催場所		
③	参加人数（内訳）		
④	研修内容	項目	講師
		予防接種の基本的知識について	
		子宮頸がん、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する基本的知識及び最新の知見について	
		慢性の痛み又は運動障害に対する診療について	
		HPVワクチン接種にかかる地域診療体制の整備について	
		その他	

※研修の開催案内の写しを添付してください。

報告先

厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室

E-mail muramatsu-hirofumi@mhlw.go.jp
suzuki-kouhei@mhlw.go.jp

電話 03-5253-1111 内線（2078、2100）



健感発 0929 第 5 号
平成 26 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る
研修の実施について

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成 26 年 9 月 29 日健感発 0929 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により通知したところです。

協力医療機関の医師等に対する研修については、別紙 1 のとおりとしますので、都道府県医師会に対し、都道府県及び関係学会等と連携の上、研修を企画及び運営いただくよう依頼方お願いします。

なお、都道府県に対し、研修の実施状況についての報告を依頼しましたので、都道府県と十分連携し、対応いただくようお願いします。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る研修について

1 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者(以下「患者」という。)に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するために、都道府県が選定する協力医療機関及び地域医療機関の医師等に対し、専門の医師等による研修を実施することにより、地域における患者の診療体制の強化を図ることを目的とすること。

2 実施主体等

厚生労働省、公益社団法人日本医師会及び都道府県医師会が主催すること。

なお、実際の企画及び運営については、都道府県医師会が、都道府県及び関係学会等と連携の上、実施すること。ただし、地域の実情に応じ柔軟に対応することとして差し支えないこと。

3 対象者

原則として、協力医療機関で診療に従事する医師等を対象とすること。窓口となる診療科の医師等のみではなく、連携する診療科の医師等が可能な限り受講できるよう配慮すること。

なお、各都道府県の実情に応じ、地域で接種及び診療を担当する医療機関の医師等にも幅広く参加を呼びかけ、地域における診療体制の整備に資するよう適宜調整すること。

4 内 容

標準的な内容は次のとおりとすること。ただし、地域の実情に応じて適宜変更して差し支えないこと。

- (1) 予防接種の基本的知識について(各地域の小児科医等)
- (2) 子宮頸がん、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する基本的知識及び最新の知見について(各地域の産婦人科医等)
- (3) 慢性の痛み又は運動障害等に対する診療について(いたみ医学研究情報センター医師等)
- (4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る地域における診療体制の整備について(都道府県担当者等)

5 報告・問合せ先

本通知に関する報告・問合せ先は、厚生労働省健康局結核感染症課とすること。